

彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、本県の文化財の魅力を広く発信する
- ▶ 彦根城のさらなる価値の探求や県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の保存管理をより確実なものとし、令和9年の登録実現に向け、令和7年の国内推薦決定を得るため、推薦書作成の加速に向けた支援の継続
- ユネスコ諮問機関イコモスの事前評価の結果への的確な対応や彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年7月に国の文化審議会から「彦根城は事前評価制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効」との意見を受け、文化庁と協議を重ね事前評価申請書を作成し、9月に国からユネスコに提出。
- 彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。
- 令和6年10月に出された事前評価の結果を受け、令和9年の登録実現に向け、令和7年の国内推薦の決定を得るため、評価の結果を反映した推薦書素案の作成など、彦根城の世界遺産登録をより確実にするための活動の開始にあたり、より緊密な情報共有など、一層の国の支援が必要。
- 加えて、ユネスコへの推薦書の提出以降のイコモスの現地調査や審査、ユネスコ世界遺産委員会の対応など、今後国と県が密接に連携して対応すべき事案が増加することから、国としても登録に向けた取組の更なる強化を要望。



(本県の取組状況と課題)

(1) 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年の日本の世界遺産条約批准と同時に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、国によって世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書および覚書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、機運醸成のための啓発・広報活動等を行う「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年度には、国が「佐渡島の金山」を改めて推薦したことにより、当初の目標であった令和6年度の彦根城の世界遺産登録実現は不可能になった。
- 令和5年7月に、国の文化審議会から、彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示され、これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、同年9月に国からユネスコに申請書が提出され、イコモスとの対話に適切に対応してきた。
- 令和6年10月に出された事前評価の結果を受け、令和9年の登録実現に向け、令和7年の国内推薦の決定を得るため、今後、評価の結果を反映した推薦書素案の作成を進めていくことが必要となる。



(2) 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成し維持した江戸時代における統治の在り方を示す地域政治拠点であり、その統治の特徴を証明する、遺跡（城郭）の典型・代表例として世界的な価値がある。

(3) 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和6年度 事前評価結果の受理。結果を反映した推薦書（素案）の作成
- 令和7年度 国内推薦の決定を経て、推薦書のユネスコへの提出
- 令和8年度 イコモスの現地視察
- 令和9年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録

担当：文化スポーツ部文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL 077-528-4682



国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の 開催支援の充実

- 滋養をスポーツで元気になるとともにすべての人がともに支え合う共生社会を実現
- 一人ひとりが輝く未来につながる大会を実現

【提案・要望先】文部科学省、スポーツ庁

1. 提案・要望内容

(1) 開催準備に係る一層の財政的支援

- 健康増進やスポーツの普及に資する国内最大規模の大会として、十分な会場整備や安全安心な運営を目指す中、近年の物価・人件費の高騰、働き方改革関連法による運転手の時間外労働の上限規制(いわゆる 2024 年問題)等、様々な外的要因による開催経費の増大に対応するため、地方スポーツ振興費補助金や特別交付税等による支援の充実を図ること。

2. 提案・要望の理由

(1) 開催準備に係る一層の財政的支援

- 両大会の開催経費はその大部分を都道府県および競技会場地となる市町村が負担している中、近年は物価、資材費、人件費等各方面のコスト増加が著しく、その経費負担も地方自治体に大きく偏在。
- さらに、2025 年には同じ近畿圏において大阪・関西万博も開催される。万博開催にあたっては資材費の高騰や人手不足といった課題が表面化しているが、同時期に両大会を開催する本県は、需要の重複もあり同様の課題を抱える立場。

<令和7年開催予定>

- 第79回国民スポーツ大会
 - ◇ 会期 2025年9月28日(日)～10月8日(水)
 - ◇ 実施競技 正式競技 37競技、特別競技 1競技、公開競技 7競技、
デモンストレーションスポーツ 26競技
- 第24回全国障害者スポーツ大会
 - ◇ 会期 2025年10月25日(土)～10月27日(月)
 - ◇ 実施競技 正式競技 14競技、オープン競技 1競技

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



(本県の取組状況と課題)

(1) 開催準備に係る一層の財政的支援

【国スポ・障スポ開催経費の負担】

両大会の会場設営等の準備も大詰めとなってきたが、建設資材や輸送経費等の高騰が予想され、今後さらに開催経費の増嵩が予想される。

メインスタジアム「平和堂 HATO スタジアム」



リハーサル大会の開催



両大会開催経費について、先催県では国から補助金等の交付を受けているが、開催経費に見合ったものとなっていない。

2021年1月～2024年6月の建設資材物価指数(東京)の推移 (2015年平均=100)



(一財)日本建設業連合会
「建設資材高騰・労務費の上昇等の現状」より

【大阪・関西万博との時期重複】

両大会の開催年に同じ近畿圏で大阪・関西万博の開催(4月13日～10月13日)が予定されていることから、需要の重複等、対応すべき課題がある。

《需要の重複による負担増》

- ・バス運転手や警備員の不足、人件費の高騰
- ・宿泊施設の不足、宿泊料金の高騰

びわこ国体開会式



昭和56年(1981年)の「びわこ国体」以来44年ぶり2回目の開催に向けて財政的支援の充実が必要不可欠

担当：文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局
TEL 077-528-3289

再犯防止の推進

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



- 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

罪を犯した人を地域で支え、その人も地域を支える環境づくり

- 罪を犯した人を地域全体で支える仕組みづくりを目指したモデル事業の創設
- 罪を犯した人に対する矯正施設入所中の多様な職業訓練プログラムの実施と指導・支援等に関するアセスメント内容等を共有できる仕組みづくり
- 安全・安心に保護司活動が行える環境の充実に向けた多様な面接方法の確保、保護司活動の普及啓発強化、ならびに保護司を雇用する事業所等に対する理解促進および税制面の優遇措置など支援策の創設

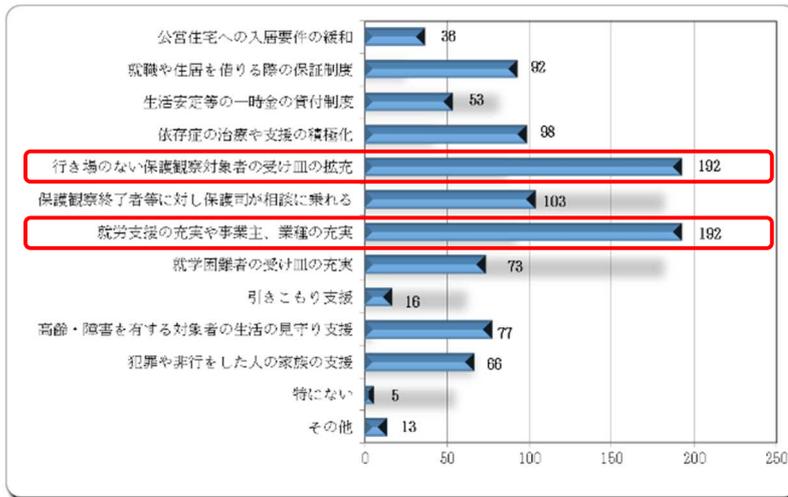
2. 提案・要望の理由

- 罪を犯した人の状況や相談内容が複雑多岐にわたり、保護司一人の力では対応が難しくなっている一方、地域においては保護司他、関係者間の連携が十分とは言えない状況にあり、罪を犯した人を福祉、就労、医療など地域全体で支える体制の整備が必要となっていることから国においてモデル事業化し、全国展開することを提案するもの。
- 矯正施設退所後の円滑な地域生活には就労は欠かせないものであり、多様な職種から本人が選択できる環境整備や、地域において、刑事司法手続後も継続的な支援を実施し、立ち直りを支えるためには、各個人の特性、罪を犯した人の背景にある事情等を一定把握する必要があるため。
- 安全・安心な保護司活動を行うためには、保護司やその家族、保護観察対象者の状況に応じた面接対応や活動に対する周囲の理解が必要。特に、保護司が働きながら活動する場合には、雇用主の理解が重要であることから、雇用主に対するインセンティブが必要であるため。

(本県の取組状況と課題)

○ 県内の保護司へのアンケート調査(R3)

- 再犯防止のために必要な施策として、「行き場のない保護観察対象者の受け皿の拡充」、「就労支援の充実や事業主、業種の充実」の回答が多数あり。



○ 地域の社会資源を活用した立ち直り支援

- 令和5年度より滋賀県更生保護事業協会において、関係機関・団体がネットワークを作り、立ち直り支援のための連携を図るため、「滋賀県 KANAME プロジェクト」の検討を進められているところ。



○ 本県における雇用促進のための取組

- 県独自の顕彰制度(知事感謝状)(R3～)
- 入札参加資格審査の優遇制度の拡充(R4～)
- 雇用に向けた協力雇用主への相談支援(R6～)

○ 関係団体や働きながら活動する保護司との意見交換の主な意見

- 保護司や家族が感じる不安解消のため、複数での対応や夜間にも利用できる自宅以外の面接場所の確保が必要。
- ICTを活用したオンライン面接の常時導入はできないか。
- 保護司の担い手不足が進むのではないか。地域に対する啓発の強化が必要。
- 保護司を雇用する事業所等に対する保護司活動への理解促進等が必要。

担当：健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係
TEL：077-528-3519



湖北圏域の病院再編に向けた取組の推進

- ▶ 湖北圏域における病院再編の取組を支援することで、人口減少による医療需要の変化や医師の働き方改革に対応しつつ、持続可能な医療を提供できる体制を実現。

【提案・要望先】厚生労働省

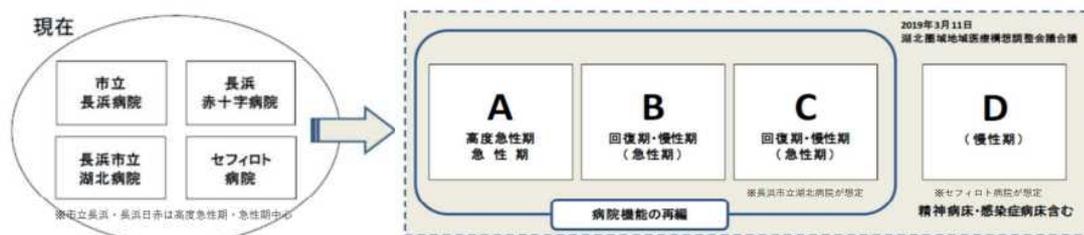
1. 提案・要望内容

地域医療介護総合確保基金制度の延長と拡充

- 病院再編が財政支援の対象となるよう、基金制度を2027年以降も延長すること
- 湖北圏域のように重点支援区域における国負担について、基金制度の原則よりかさ上げを行うこと
- 湖北圏域において検討されている経営の一体化による病床機能の再編についても、基金の「病床機能再編支援事業」（事業区分Ⅰ-2）における複数医療機関の統合とみなして、「統合支援給付金」を支給されるよう要件の見直しを行うこと

2. 提案・要望の理由

- 湖北圏域においては、国の地域医療構想に沿って、高度急性期・急性期を担う市立長浜病院、長浜赤十字病院やへき地医療を担う長浜市立湖北病院を含む、4病院の間での病床機能の再編が進められており、2027年以降も継続して支援が必要。

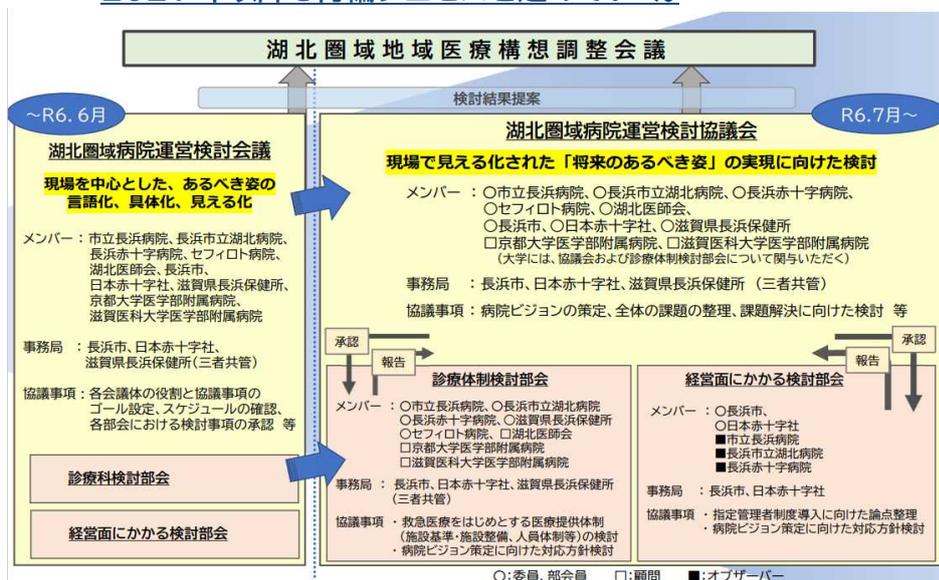


- 現在、重点支援区域であろうなかろうが、基金の国負担は2/3であるが、再編対象医療機関に重点的な財政支援を行うには、国の負担割合のかさ上げが必要。
- 長浜市長が「指定管理」（市立長浜病院・長浜市立湖北病院の指定管理を日本赤十字社が担うこと）により経営を一体化したうえで再編する方針（令和5年9月）を示されたところ、経営の一体化による再編は統合の場合と同様に多大な財政負担が生じることから、「統合支援給付金」において国の重点的な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 令和5年9月に長浜市長が示された「指定管理」による再編方針を踏まえ、滋賀県も事務局に参加し、病院再編に向けた関係者の協議の場を設けたところであり、経営、診療科の両面で協議を実施し、今年度中に再編後の病院ビジョンを策定予定。

⇒策定した病院ビジョンに基づき、現在の地域医療介護総合確保基金の期限である
2027年以降も再編プロセスを進めていく。



- 病床機能の再編は医療機関の経営に大きな影響を与えることから、湖北圏域のように、複数医療機関の経営を一体化することにより進めることが、再編の方策として必要性が高い。

<参考：厚生労働省の技術的支援による病院再編の収支試算> (単位：百万円)

	令和3年度決算(補助金なし)			再編後		
	市立長浜	長浜日赤	合計	A 病院	B 病院	合計
医療収益	11,936	12,535	24,471	21,127	4,081	25,208
医業費用	13,436	12,516	25,951	21,522	4,437	25,959
医業収支	▲1,500	19	▲1,481	▲395	▲356	▲751
対医業収益比率	▲12.6%	0.2%	▲6.0%	▲1.9%	▲8.7%	▲3.0%
償却前医業利益	▲516	884	368	1,274	509	1,783

※A 病院(621床、急性期)、B 病院(196床、回復期・慢性期)と仮定して算定

- 湖北圏域の事例のように、経営の一体化は、重複する設備投資の解消や医薬品の共同購入、職員の共同採用、電子カルテの統一等、複数医療機関の統合と同様の効果が見込まれる。
- 複数医療機関の統合に伴う病院再編の場合は、単独による場合に比べ追加の財政負担が生じるため「統合支援給付金」が支給されているが、湖北圏域のような経営の一体化による再編の場合も、医療機能集約や指定管理者制度導入等による財政負担への対応が必要である。

⇒「統合支援給付金支給」の支給要件たる「統合」は病院数の減とされていることから
経営の一体化も対象とできるように要件の見直しが必要

担当：健康医療福祉部医療政策課企画係
TEL 077-528-3610



障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省、こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保
- 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の施設整備について、国庫補助を一体的に実施できるよう見直すこと

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、**重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保**が必要。
- 障害福祉サービス事業と障害児通所事業との多機能型事業所については、障害福祉サービス事業は、社会福祉施設等施設整備費補助金(厚生労働省所管)、障害児通所事業は、令和5年度からは次世代育成支援対策施設整備交付金(こども家庭庁所管)と、それぞれの制度において補助申請を行う必要があること、申請時期や予算区分も異なることから、一体的な施設整備に支障を来している状況。

(2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が**所要額の6割程度にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保**が必要。
- 特に市町からニーズの高い**移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討**が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、**経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要**。

(本県の取組状況と課題)

(1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

(単位:百万円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初
国予算額	17,400	8,200	4,800	8,500	4,810	9,900	4,500	10,100	4,470
採択/協議	11/11	6/6	1/7	3/3	1/9	1/6	1/5	2/3	1/3
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%

- 特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。
- 生活介護と放課後等デイサービスを一体的に行う多機能型事業所の施設整備については、県からは、厚生労働省とこども家庭庁のそれぞれに補助申請する必要がある。
- 令和6年度の多機能型事業所にかかる国庫内示は、厚生労働省は令和5年度繰越予算、こども家庭庁は令和6年度当初予算となっており、1つの建物を整備するにあたり、国の予算区分が異なっている状況。

(2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

(単位:千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国庫所要額	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576
国庫受入額	745,504	753,942	768,709	793,724	787,225	813,056
充足率	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%

- 特に移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の18%(R4実績)と最も高い割合を占める事業であり、日中一時支援事業とあわせて、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。

(3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30~R5年度にかけて全国27か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(21道県で実施)

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 共生推進 障害認定係
TEL 077-528-3540

公立病院の経営安定化支援

- ▶ 地域における中核的な病院として、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に取り組んでいる全国の公立病院は、コロナ禍を経て、経営環境が悪化しており、公立病院への経営安定化支援を要望。

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望内容

公立病院の経営安定化支援

- 資金繰りの円滑化のため、新型コロナ禍による患者数や収益の減少による資金不足額および経営改善に必要な経費等を発行対象とした企業債を創設すること
- 新型コロナ禍からの経営改善の取組期間中における一時的な資金不足を支援するため、一般会計からの長期貸付に対し、地方交付税措置による支援を講じること
- 経営強化プランに基づいて取り組む建設改良事業を円滑に推進するため、交付税措置の基礎となる建築単価の引上げ等、病院事業に対する地方交付税措置を充実すること

2. 提案・要望の理由

- コロナ専用病床の確保に伴って生じた受療行動の変化に加えて、物価高や賃上げの影響等により、費用はコロナ以前と比べて大幅に増加しているが、それを補うほどに診療報酬は増加しておらず、中長期的な経営改善の取組期間中の資金繰りが課題となっている。
- 「公立病院経営強化ガイドライン」に基づき改定した第5次滋賀県立病院中期計画（改定版）の計画期間中において、県民が望む質の高い医療を提供するため、県立病院の再編に伴う施設整備を計画しているが、近年の建設物価高騰により財政上の負担が急増している。

【交付税措置の基礎となる建築単価（現行）：520 千円、R6 契約案件調査値（平均）：806 千円】

(本県の取組状況と課題)

(1) 現状と課題

- コロナ禍において、県立病院においては一般病棟をコロナ専用病床として確保し、コロナ患者の県立病院による入院受入の実績は、県内でトップクラスになるなど、県民の命を守る病院としての役割を果たした。
- コロナ禍後は、県民の受療動向の変化などにより落ち込んだ入院患者数を回復するため、救急の積極的受入や地域医療機関との連携の強化等に努めているが、入院患者数は、コロナ禍前の水準までは戻っていない。
- 令和6年度以降は令和5年度と比較して20億円を超える収益増を図ることができなければ、資金が枯渇するおそれがある。

《コロナ禍 R2.4.16～R6.3.31 の状況》

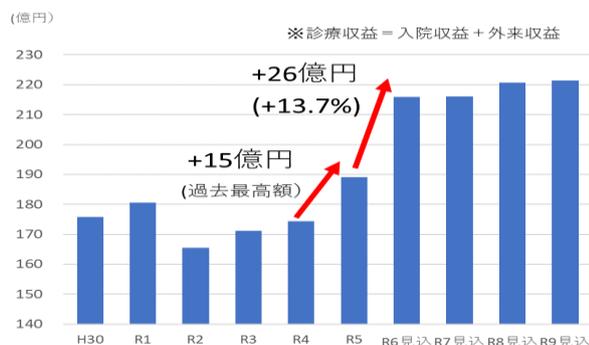
- ・ コロナ患者受入のための確保病床数 約 38,500 床
(上記のために休止した一般病床数 約 67,700 床)
- ・ 受入コロナ患者数 延べ約 15,400 人

○主な指標の推移 (県立総合病院)

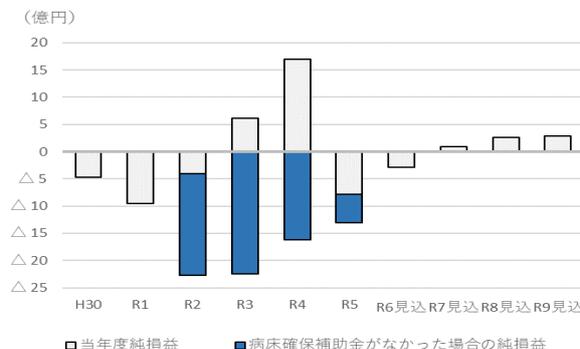
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6計画
入院患者数(人)	159,074	157,015	138,286	134,125	132,888	138,575	158,666
病床稼働率(%)	81.5	80.2	70.8	68.7	68.1	70.8	81.3
外来患者数(人)	201,541	201,475	183,801	195,704	201,046	202,281	206,550
新規入院患者数(人)	9,994	9,986	8,605	9,928	10,135	10,516	11,000
救急搬送受入件数(件)	1,981	1,949	1,569	2,648	3,241	3,726	3,650
手術件数(件)	8,310	8,875	7,623	7,774	8,237	8,703	8,500

(2) 経営状況 (病院事業庁)

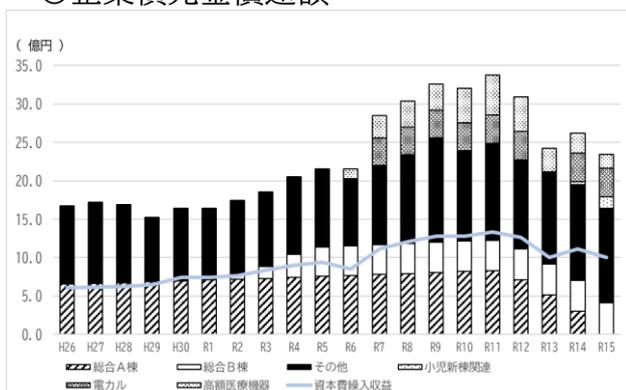
○診療収益の推移



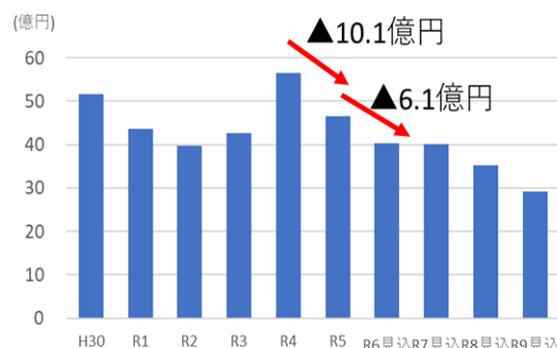
○当年度純損益の推移



○企業債元金償還額



○資金残高



担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室 TEL 077-582-5852

防災・減災、国土強靱化の強力な推進



- 激甚化・頻発化する災害に屈しない強靱な県土づくりに向け、防災・減災、国土強靱化を一層推進し、県民の安全・安心な生活を確保する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

- 継続的・安定的に対策を進めるための必要な予算・財源の確保
- 「国土強靱化実施中期計画」の早期策定
- 必要な予算の通常予算と別枠での確保

(2) 地方整備局等の体制の充実・強化

- 大規模災害発生に備えた、地方整備局等の体制の充実・強化

2. 提案・要望の理由

(1) 国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

- 自然災害の頻発化・激甚化、南海トラフ地震などの発生が危惧されており、国土強靱化の推進は喫緊の課題。
- 令和6年能登半島地震と同様に、本県でも琵琶湖西岸断層による地震発生が危惧されており、既設構造物の機能強化など、より一層の推進が必要。
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を重点的・集中的に進め、3か年緊急対策と併せて取組の効果が現れてきているが、道半ばである。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、5か年加速化対策後も国と地方が一丸となって、国土強靱化の取組を中長期的に強力に進めることが重要。
- 物価高騰なども踏まえ、継続的・安定的に対策を進めるため、例年以上の規模で必要な予算・財源を確保することが必要。
- 必要な事業規模と期間を盛り込んだ、「国土強靱化実施中期計画」の策定に早期着手し、年度内に完了させ、必要な予算・財源の別枠確保が必要。

(2) 地方整備局等の体制の充実・強化

- 頻発化する大規模自然災害に即応するため、TEC-FORCEを含めた地方整備局などの体制強化や必要となる資機材の更なる確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

事例：道路整備

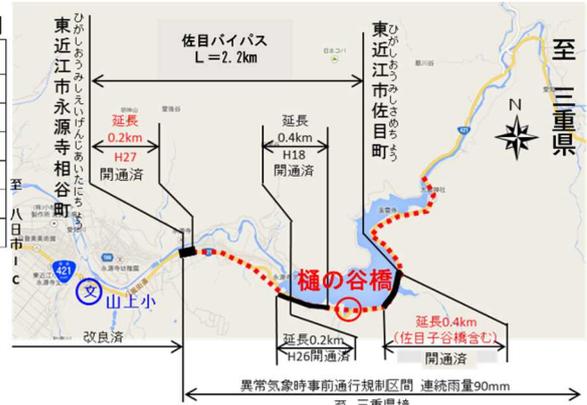
佐目バイパス工区 事業工程 [上段：— 当初計画、下段：— 実施]

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
橋梁下部工事			—	—	—				
橋梁上部工事					—	—			
舗装工事 交通安全対策 等							—	—	

3か年緊急対策

5か年加速化対策

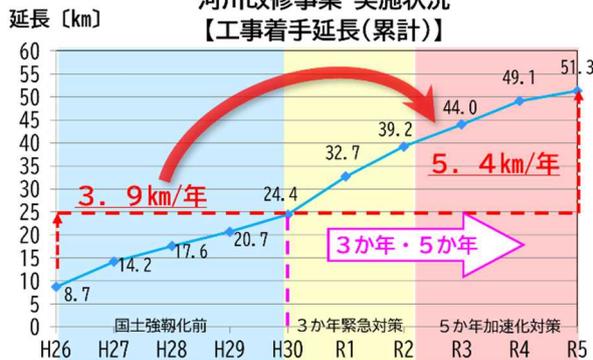
約2年前倒し!



- ・国土強靱化予算の活用により橋梁工事を2年前倒しで施工
- ・強靱で信頼性の高い道路ネットワークの構築がまだまだ必要

事例：治水対策

河川改修事業 実施状況
【工事着手延長(累計)】



- ・国土強靱化予算の活用により多数の河川事業に着手
- ・予算化前後で工事着手する河川延長が約1.4倍に向上
- ・改修が必要な区間は多く継続的・安定的な予算確保を

■金勝川(天井川の切下げ改修を実施)

【工事前】



【工事後】

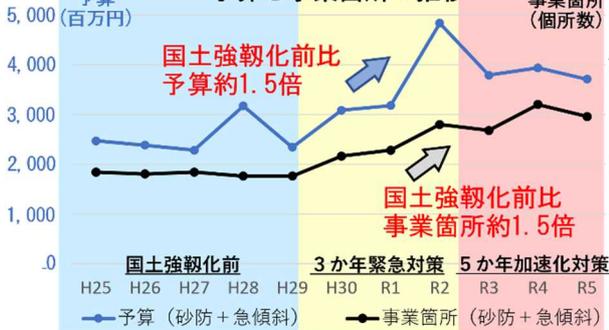


■北川(天井川の切下げ改修を実施)



事例：土砂災害対策

予算と事業箇所の推移



- ・予算化前後で事業費・事業箇所が約1.5倍に向上
- ・事業実施箇所の対象保全家屋数が2.4倍に向上
- ・対策が必要な箇所は多く継続的・安定的な予算確保を

国土強靱化対策期間に完成した主な砂防施設



国土強靱化対策期間に完成した主な急傾斜地崩壊対策施設



担当：土木交通部監理課 TEL 077-528-4112



県土の発展に資する道路整備の推進と早期事業化

➤ 災害脆弱性と円々老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 令和7年秋開通予定とされた直轄事業の予算確保・早期開通
- (2) 国道1号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱおよび
水口道路3工区の予算確保・早期4車線化
- (3) 国道8号バイパス（彦根・東近江間）の早期事業化
- (4) 国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行による早期事業化

2. 提案・要望の理由

(1) 令和7年秋開通予定とされた直轄事業の予算確保・早期開通

○当県では、国において多くの箇所を調査・工事等を進めて頂いており、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年プログラム」では、5事業の令和7年秋開通の見通しを示して頂いている。

○災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、直轄事業の予算確保・早期開通が必要。

(2) 国道1号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱおよび水口道路3工区の早期4車線化

○当該工区は、暫定2車線で供用済みではあるものの、交通容量不足などによる慢性的な渋滞や生活道路への車両流入などの課題がある。

○国道1号栗東水口道路等の令和7年秋の供用を見据え、暫定2車線区間の早期4車線化に向け、必要な予算確保・早期の整備着手が必要。

(3) 国道8号バイパス（彦根・東近江間）の早期事業化

○国道8号（彦根・東近江間）は、渋滞箇所や事故危険区間が存在しており、また、令和3年12月の大雪などで交通が分断している。

○安定的な物流の確保や地域住民の安全確保のためバイパスの早期事業化が必要。

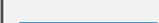
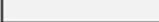
(4) 国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行による早期事業化

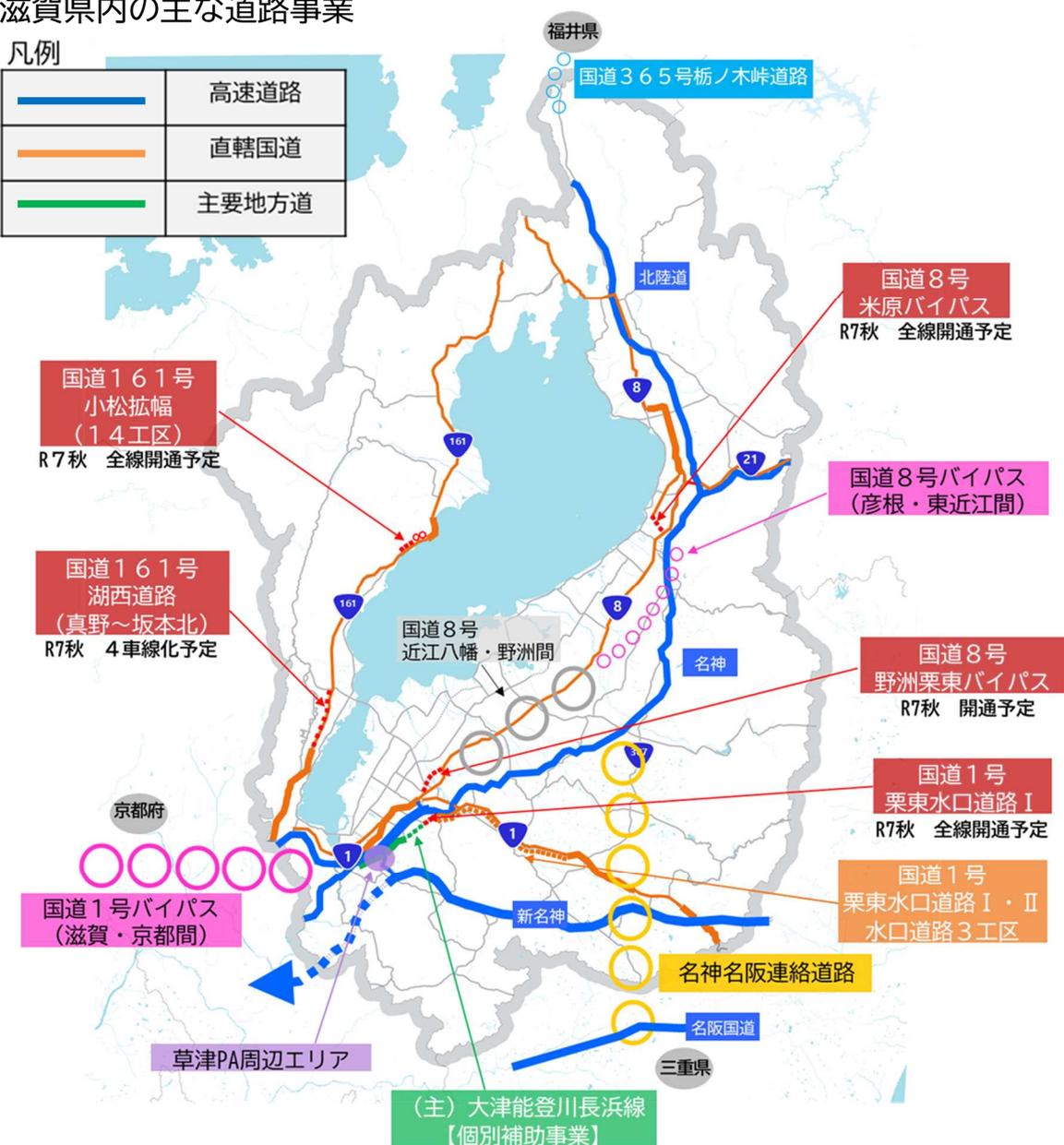
○国道365号の福井県境付近の栃ノ木峠は、令和6年4月に直轄調査の着手を示して頂いた。脆弱な地質でのトンネル工事が想定され、国の技術力が不可欠なため、直轄権限代行による早期事業化が必要。

(本県の取組状況と課題)

■滋賀県内の主な道路事業

凡例

	高速道路
	直轄国道
	主要地方道



■国道 365 号 栃ノ木峠道路の状況

- ・ 異常気象時通行規制や約5か月間の冬季通行止めの対象
- ・ 大雨などで北陸自動車道、国道8号、国道365号の同時通行止めが10年間で7回



冬季通行止め (5か月間/年)



R4.8 大雨で北陸道、国道8号・365号が同時通行止め

担当： 土木交通部 道路整備課 TEL 077-528-4132

県土の更なる発展を支える道路整備に向けた調査推進

➤ 災害脆弱性と人口老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の連携
- (2) 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」の計画段階評価の早期着手
- (3) 国道8号（近江八幡・野洲間）の調査推進
- (4) 草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

2. 提案・要望の理由

(1) 名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の連携

- 当県・三重県で、名神高速道路八日市 IC 付近から名阪国道上柘植 IC 付近までの約 30 km で概略検討を実施中。高速道路等の迂回や物流の定時・安定性確保のため、名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けて、国・三重県と一層の連携が必要。

(2) 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」の計画段階評価の早期着手

- 国道1号の滋賀・京都間は、未だに2車線区間があり、交通の集中により慢性的な渋滞が発生。また、令和3年8月の大雨などで幾度となく交通が分断している。
- 国道1号栗東水口道路等の供用後を見据え、調査やバイパス計画の策定を推進し、計画段階評価の早期着手が必要。

(3) 国道8号（近江八幡・野洲間）の調査推進

- 国道8号（近江八幡・野洲間）は、交通円滑化や幹線道路の機能強化等のため、事業化に向けた調査推進が必要。

(4) 草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

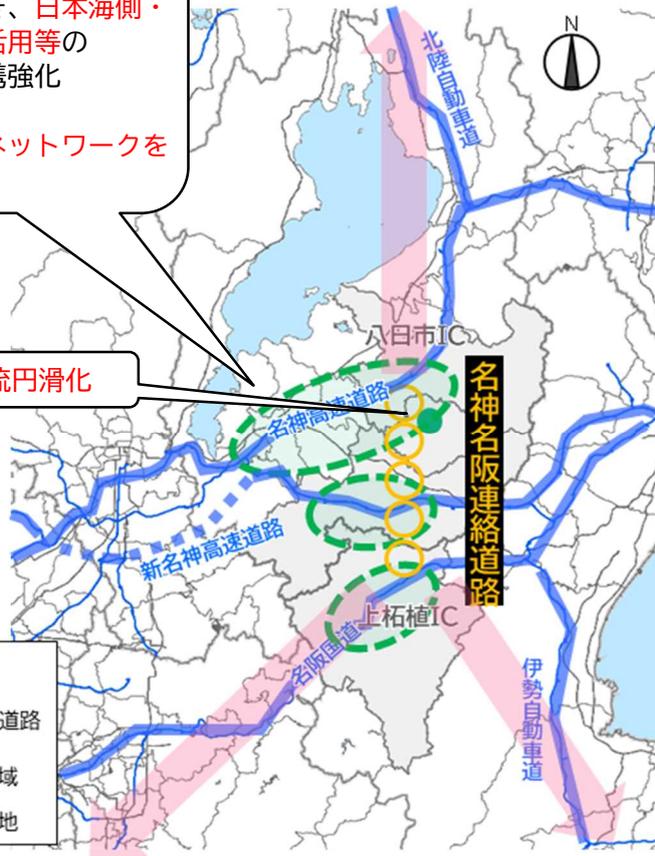
- 草津 PA 周辺エリアの渋滞解消やにぎわい創出のため、整備方針策定に向けた調査推進が必要。

(本県の取組状況と課題)

■名神名阪連絡道路の状況

- ・「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**日本海側・太平洋側二面活用等**の広域圏間の連携強化
- ・全国的な**物流ネットワークを補完・強化**

- ・沿線企業の**物流円滑化**



平行する国道 307 号の状況



大雪時に上り坂で大型車等が立ち往生



急カーブで走行性が悪い



多くの大型車が通行

■国道 1 号（滋賀・京都間）の状況

- ・「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の 5 か年プログラム」では、計画段階評価着手に向けた調査の推進を示されている



担当： 土木交通部 道路整備課 TEL 077-528-4132

道路の防災・減災および老朽化対策の推進

- 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 地震など災害に強い道路網の構築に向けた財政支援
- (2) 道路インフラ施設の予防保全への転換を
加速化するための更なる財政支援
- (3) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長

2. 提案・要望の理由

(1) 災害に強い道路網構築の推進

- 本県では、令和4年度に「滋賀県橋梁耐震補強計画」を策定。国土強靱化予算を活用し、緊急輸送道路や跨道橋・跨線橋など174橋のうち71橋が対策完了。緊急輸送道路における橋梁耐震化の推進のため、補助制度創設による財政支援が必要。
- 法面对策については、土砂災害対策道路事業により実施しているが、砂防事業との連携が条件となっており、平成8年度道路防災総点検の要対策箇所対策完了率は40%。また、盛土法面について能登半島地震で多くの被害が確認され、災害時の法面崩壊による道路寸断防止のため、道路単独箇所への制度拡大が必要。

(2) 道路インフラ施設の予防保全

- 本県では、令和5年度で2巡目点検完了。1巡目点検分177橋、2巡目点検分58橋が措置完了。事後保全から予防保全への転換には現在の進捗では4年が必要。
- 道路インフラ施設の健全化を加速化するため、道路メンテナンス事業補助による重点的かつ集中的な財政支援が必要。

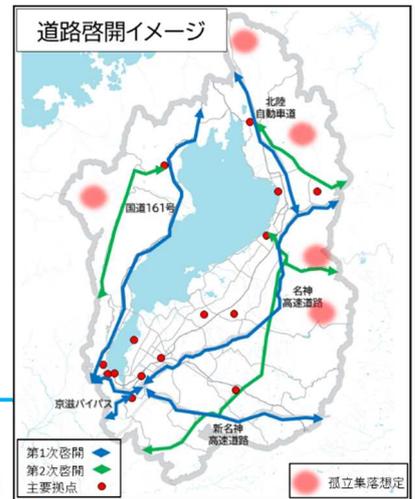
(3) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長（地方債制度）

- 緊急自然災害防止対策事業債を活用し、法面对策などを実施しているところ。
- 防災・減災、国土強靱化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による法面对策や舗装修繕の拡大も図るため、緊急自然災害防止対策事業債（令和7年度まで）の期間延長が必要。

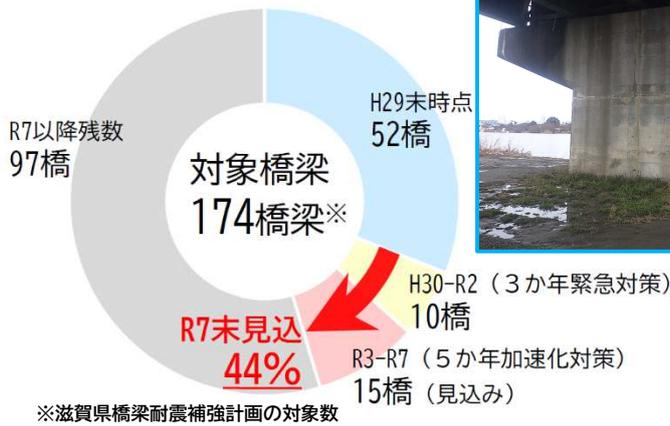
(本県の取組状況と課題)

■滋賀県独自の道路啓開計画の策定

- ・大規模地震を考慮し、関係各者の協働により策定した**滋賀県域道路啓開計画**を踏まえ、能登半島地震で顕在化した小規模集落孤立の課題を受け、孤立集落の早期解消等を目的とした**県独自の道路啓開計画**を策定予定。



■橋梁耐震補強の推進



橋脚補強の状況【愛知川橋】

■法面对策の推進

【平成8年度道路防災総点検箇所の対策状況】

要対策箇所：1,124 箇所 (R6.3 現在)
うち対策完了箇所数：455 箇所 (40%)



■道路インフラ施設の予防保全

橋梁修繕状況 (H26～R5) 【県管理橋梁：3,062 橋】

【10年間の実績】

- ① 平均措置数：約 24 橋/年
- ② Ⅲ判定確認数：約 15 橋/年 → Ⅲ判定減少数：約 9 橋/年

30 橋 ÷ 9 橋/年
→ 4 年が必要



損傷・修繕 (塗装塗替) 状況【米原跨線橋】

担当：土木交通部道路保全課 防災保全係 TEL 077-528-4133



県民の安全・安心に資する道路整備の推進

➤ 県民の日々の生活を支え、安全・安心で快適に移動できる道路空間を構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 「いのち」を守る道路環境整備推進のための更なる財政支援
- (2) ナショナルサイクルルート「ビワイチ」
自転車走行環境整備推進に向けた財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 「いのち」を守る道路環境整備の推進

- 令和3年度の通学路合同点検対策未完了箇所について、歩道整備などの本対策の早期完了に向けて、引き続き交通安全対策補助（通学路緊急対策）による財政支援が必要。また、令和4年度以降の新規点検対策箇所も補助対象範囲となるよう制度の拡充が必要。
- 速度超過車両や通過交通の流入により生活道路の安全が脅かされているため、引き続き、地区内連携事業に対する財政支援が必要。

(2) ナショナルサイクルルート「ビワイチ」自転車走行環境整備の推進

- ナショナルサイクルルートに指定された低速コースは令和4年度に整備完了し、現在、上級コースの自転車通行帯の整備を推進中。
- 引き続き、「ビワイチ」の走行環境整備を計画的に推進するため、補助制度の創設による安定的な財政支援が必要。
- 旅行需要喚起に向けた国内外との交流拡大のため、情報発信を推進しており、引き続き、国と連携した更なる情報発信が必要。

(本県の取組状況と課題)

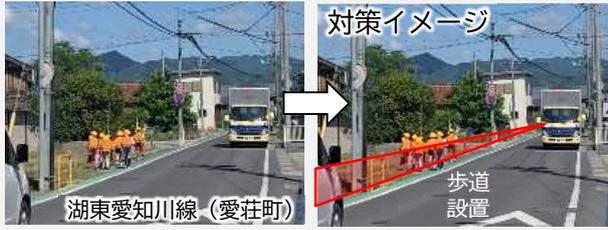
■「いのち」を守る道路環境整備の推進

◆通学路の安全対策

【点検状況】登下校時に子ども目線で点検

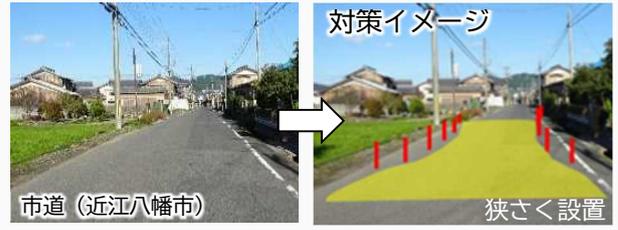


【事業箇所】



◆生活道路の安全対策

【事業箇所】



■ナショナルサイクルルート「ビワイチ」自転車走行環境整備の推進

◆環境整備



低速コース整備 (R4 完了)

家族連れゆっくりサイクリング

- ・自転車歩行者専用道路整備
- ・青矢羽根、青破線の整備
- ・ルート案内看板の設置 など



毎年4~5km整備

上級コース整備 (実施中)
スポーツサイクリング等

- ・路肩拡幅 (自転車通行帯整備)
- ・ルート案内看板の設置 など

- 自転車歩行者専用道路 (低速コース)
- 車道混在 (低速コース)
- 公園内道路 (低速コース)
- 自転車通行帯 (上級者コース) 整備済
- 自転車通行帯 (上級者コース) 計画

◆情報発信



R5.4
サイクルモード
TOKYO2023 出展
(東京都)



R5.5
自転車議連
「青空総会」出展
(東京都)

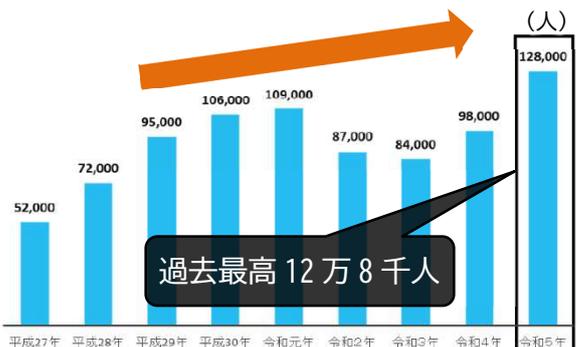


R5.11
「ビワイチ週間」
イベント開催
(滋賀県)



R6.4
「富山湾岸サイクリング」
パネディスカッション 知事出席
(富山県)

◆琵琶湖一周サイクリングの体験者数 (推計値)



◆国外との交流

R5.11
自転車施策に関する
交流と意見交換
(オーストラリア・ブルガリア州)



担当：土木交通部道路保全課 歩行者・自転車安全係 TEL 077-528-4133

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進

- 激甚化・頻発化する水災害や土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、河川および砂防施設の整備と維持管理を推進する。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

- (1) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長
- (2) 緊急浚渫推進事業債の期間延長

2. 提案・要望の理由

(1) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長(地方債制度)

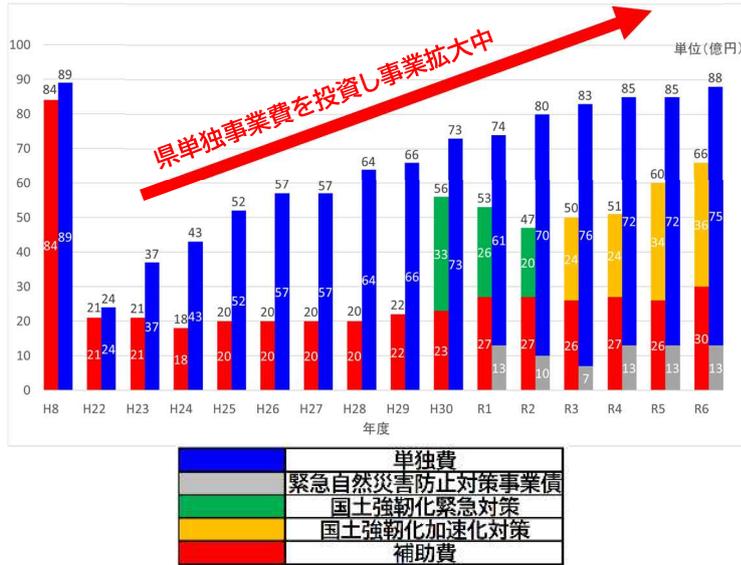
- 緊急自然災害防止対策事業債を活用し、護岸整備や河道掘削、堤防強化を集中的に実施したことで、流下能力が向上する等、治水安全度が目に見えて向上し、地域から感謝の声をいただいている。
- 防災・減災、国土強靱化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による治水事業および砂防事業の拡大も図るため、緊急自然災害防止対策事業債（令和7年度まで）の期間延長が必要。

(2) 緊急浚渫推進事業債の期間延長(地方債制度)

- 緊急浚渫推進事業債を活用し、計画的に浚渫や樹木等の伐採を進めたことで、ピーク水位が抑制される等、治水安全度が目に見えて向上し、地域から感謝の声をいただいている。
- 激甚化・頻発化する豪雨により、土砂や樹木等の流出も多く、対策が必要な箇所は年々増加しており、今後も継続的かつ計画的に浚渫や伐木等の維持管理を行うために、緊急浚渫推進事業債（令和6年度まで）の期間延長が必要。

(本県の取組状況と課題)

■河川事業費の推移



■緊急自然災害防止対策事業債の活用事例



■緊急浚渫推進事業債と実施河川数

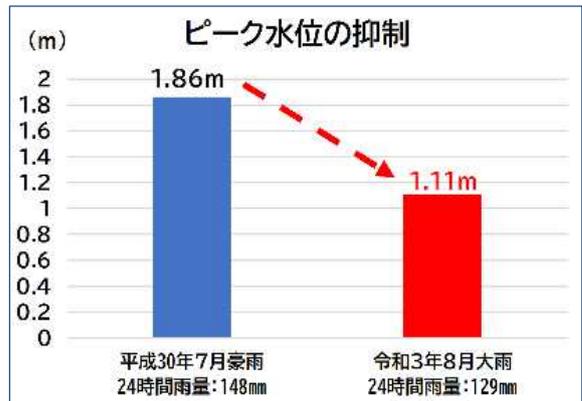
度重なる大雨⇒必要箇所、予算とも増加



■緊急浚渫推進事業債による事業効果

天野川(米原市)における浚渫実施前後の比較

- ・同程度の豪雨におけるピーク水位の抑制 (1.86→1.11m)
- ・年間の避難判断水位の超過回数の低減 (11→0回/年)



■緊急浚渫推進事業債の活用事例

柳川(大津市)

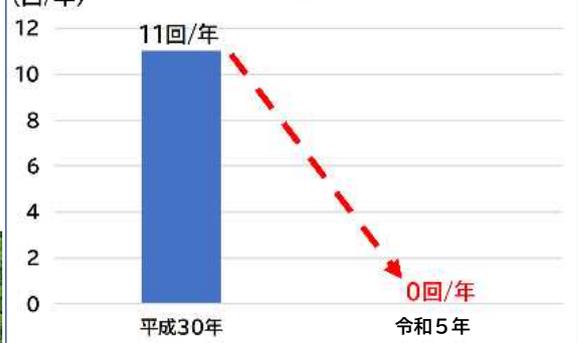


R3. 8月豪雨により埋そく

後谷川砂防堰堤(長浜市)



避難判断水位超過回数



R4. 8月豪雨による土砂流出。砂防堰堤により土砂および流木を捕捉し、下流集落への被害を未然に防止。捕捉した約1,500m³の土砂、流木を除去

担当：土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 TEL077-528-4157 砂防室 TEL077-528-4192